

正会員及び賛助会員の入会基準並びに年会費の額を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本看護管理学会定款（以下「定款」という。）の規定に基づき、正会員及び賛助会員の入会基準並びに年会費の額について定める。

(正会員の入会基準)

第2条 定款第5条第一号に規定する社員総会が別に定める入会の基準は、次のとおりとする。

- 一 看護管理関連の業績がある者
- 二 社員の推薦がある者

2 前項第1号に規定する看護管理関連の業績があるとは、次のいずれかの要件を満たす場合をいう。

- 一 看護管理について、次のいずれか一つ以上の業績があること
 - ① 原著・調査（実験）報告
 - ② 著書
 - ③ 修士以上の学位論文
 - ④ 全国レベルの学会発表
- 二 看護管理について、前号に該当しない業績が複数あること

(賛助会員の入会基準)

第3条 定款第5条第二号に規定する社員総会が別に定める入会の基準は、次のとおりとする。

- 一 看護の分野において貢献している個人又は団体
- 二 保健医療福祉の分野において貢献している個人又は団体

(年会費の額)

第4条 定款第8条第1項に規定する社員総会が別に定める年会費は、会員の区分別にそれぞれ次のとおりとする。

- 一 正会員 10,000円
- 二 賛助個人会員 20,000円
- 三 賛助団体会員 50,000円

(改正)

第5条 この規則の改正は、社員総会の決議により行う。

附 則

この規則は、この法人の成立の日から施行する。

附 則（平成 32 年 1 月 1 日）
この規則は、平成 32 年 1 月 1 日から施行する。